

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月8日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月27日から同年3月19日まで縦覧に供する。

平成19年2月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）塩井池地区	観音寺市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）竹成東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竹成道上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本庄東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）藤ノ谷地区	〃
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）新池地区	〃